

告 示

埼玉県告示第九十六号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関 埼玉県飯能県土整備事務所
- 二 作業種類 基準点測量
- 三 作業地域 坂戸市
- 四 作業期間 令和二年一月二十二日から令和二年三月三十日まで